

T-NEWS

10

【 Vol.053 】



※芋煮を作っている土屋の脚

土屋 敬の「つれづれ雑記」

雇用調整助成金の収益計上時期

新型コロナ関連の労災認定の取扱

複数の会社で勤務する労働者の労災保険給付が変わります

令和2年10月から始まる年末調整手続の電子化

一般的ではない遺言(特別の方式の遺言)について



「リモートコンサルティング」、
なかなか好評です。

ソニー生命のライフプランナーによるコンサルティングが、リモート（遠隔）でもできるようになりました。時間・場所・距離の制約なく、ご自宅や会社からライフプランナーに相談できます。インターネット環境と指定のブラウザがあれば、パソコン・スマートフォン・タブレットのいずれでも実施可能。アプリ等のインストールも不要です。



土屋 敬のつれづれ雑記 『呼ばれた仕事』



いよいよ秋も深まり、朝晩には肌寒さを感じる季節となりました。
皆さま、お変わりございませんか？

先日、十分なコロナウイルス感染症対策を講じた上で、
少人数での芋煮会を行いました。
料理担当は芋煮奉行歴40年の私。
楽しみのあまり、1週間前からソワソワして妻に笑われたくらいです。
それくらい山形県人にとって芋煮会は大事。
これで、冬を迎えることが出来ます(笑)。

さて、今月は戦後日本を代表する経営者の一人、稲盛和夫さんの言葉をご紹介します。

「天職とは、出会うものではなく、自ら作り出すものなのです」(稲盛和夫)

天職は英語で、コーリング (calling)と言います。
コーリングとは、「神様から呼ばれた」という意味。

今、私たちがやっている仕事は、自分で選んだものではなく、
仕事の神様から呼ばれて与えられたものなのだそうです。
ですから、自分がやらせてもらっている仕事を一所懸命やるのが何よりも大切。

今やらせてもらっている仕事を一所懸命やることによって、
その仕事が本当の意味での天職になるのだそうです。

私の場合、旅行会社を辞めて、自らこの仕事を選んだと思っておりましたが、
仕事の神様から与えられた仕事だったのですね。
改めてこの仕事に一所懸命に取り組み、自分の天職にまで高めていこうと思いました。

今年も早いものであと2か月ほどです。
声かけあって、励ましあって、一緒に頑張ってみましょう！

雇用調整助成金の収益計上時期

■雇用調整助成金は未収計上

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、労働者に対して休業等を行い、労働者の雇用維持を図った場合に休業手当等の一部を国が助成する制度である。

従前からある制度だが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置として、受給要件が緩和されたので、多くの中小企業が利用している。

さて、この雇用調整助成金をいつ収益計上すべきかという点、「その給付の原因となった休業等の事実があった日の属する事業年度」となる。その根拠は法人税基本通達2-1-42をご参照いただきたい。

<法人税基本通達2-1-42(法令に基づき交付を受ける給付金等の帰属の時期)>

法人の支出する休業手当、賃金、職業訓練費等の経費を補填するために雇用保険法、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等の法令の規定等に基づき交付を受ける給付金等については、その給付の原因となった休業、就業、職業訓練等の事実があった日の属する事業年度終了の日においてその交付を受けるべき金額が具体的に確定していない場合であっても、その金額を見積り、当該事業年度の益金の額に算入するものとする。

(注)法人が定年の延長、高齢者及び身体障害者の雇用等の雇用の改善を図ったこと等によりこれらの法令の規定等に基づき交付を受ける奨励金等の額については、その支給決定があった日の属する事業年度の益金の額に算入する。

雇用調整助成金は経費補填としての性質の助成金であるため、収益費用を対応させる必要がある。

そこで問題となるのは、期中に助成金の申請をしていて、支給決定通知がまだ出ていない、つまり期をまたぐケースである。

例えば、8月決算法人が8月に助成金の申請手続きを行った場合であるが、この場合は忘れずに見積金額を未収計上する必要がある。ただし、実務上、決算の申告は2か月後になるので、その頃には支給決定通知が到着しているものと思われる。

■所得拡大促進税制の適用上、控除必要

所得拡大促進税制における国内雇用者に対する給与等の支給額の計算において、「他の者から支払いを受ける金額」は控除する必要がある。雇用調整助成金はこの「他の者から支払いを受ける金額」に該当し、控除する必要があるので、ご注意ください。

(今村 京子 マネーコンシェルジュ税理士法人)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
ホームページ www.sonymlife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

新型コロナ関連の労災認定の取扱

■新型コロナウイルスに関する相談が増えている

新型コロナウイルスの感染者数は、緊急事態宣言解除後以来、再び増加に転じている。事業主や人事担当者の中には、感染した従業員の方から「労災の対象になるのか」という相談が実際に上がってきており、その対応に苦慮されているケースもあるようだ。

医療従事者以外の方から、新型コロナウイルスによる労災申請も徐々に増えていることから、今回は新型コロナウイルスに感染したときの労災補償に関しての基本的な考え方を押さえておくこととする。

■医療従事者等以外でも労災の可能性あり

厚生労働省は、令和2年4月28日に「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて」という通知を出しており、どのような時に新型コロナウイルスの感染が労災と認められるのかについて下記のとおり案内を出している。

(1) 国内の場合

ア 医療従事者等

医師、看護師、介護従事者等は、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災の対象になる。

イ 医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されたもの

感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合には、労災の対象となる。

ウ 医療従事者等以外の労働者であって上記イ以外のもの

調査により感染経路が特定されない場合であっても、複数の感染者が確認された労働環境下での業務、顧客等との近接・接触の機会が多い労働環境下での業務など、感染リスクが相対的に高いと考えられる労働環境下での業務に従事していた労働者が感染したときは、業務により感染した蓋然性が高いので、個々の事案に即して適切に判断する。その際は、潜伏期間内の業務従事状況や一般生活状況等の調査に加えて、医学専門家の意見も踏まえて判断する。

(2) 海外出張労働者

出張先の国において多数の感染者がおり、明らかに高い感染リスクを有すると客観的に認められる場合には、労災保険の対象となる可能性が高い。

(海外派遣特別加入者については国内労働者に準じて判断)

■最終的には労働基準監督署が決定

いずれの場合も、労災保険給付の対象となるか否かについては、労働基準監督署の判断となるので、会社側が「あなたの状況では労災には該当しない」などと断言することのないように注意したい。今後、実際に従業員から新型コロナウイルス関連の労災保険給付の請求を希望すると言われたら、上記の通知を踏まえて従業員からのヒアリングをしっかりと行い、慎重な対応を心掛けるようにしていただきたい。

医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されない場合の事例

小売店販売員のGさんは、店頭での接客業務等に従事していたが、発熱、咳等の症状が出現したため、PCR検査を受けたところ新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署において調査したところ、Gさんの感染経路は特定されなかったが、発症前の14日間の業務内容については、日々数十人と接客し商品説明等を行っていたことが認められ、感染リスクが相対的に高いと考えられる業務に従事していたものと認められた。

一方、発症前14日間の私生活での外出については、日用品の買い物や散歩などで、私生活における感染のリスクは低いものと認められた。

医学専門家からは、接客中の飛沫感染や接触感染が考えられるなど、当該販売員の感染は、業務により感染した蓋然性が高いものと認められるとの意見であった。

以上の経過から、Gさんは、新型コロナウイルスに感染しており、感染経路は特定されないが、従事した業務は、顧客との近接や接触が多い労働環境下での業務と認められ、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと判断されることから、支給決定された。

＜厚生労働省「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る労災認定事例」より＞

参照：厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000626126.pdf>

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る労災認定事例」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000647877.pdf>

庄司英尚（株式会社アイウェーブ 代表取締役、
アイウェーブ社労士事務所 代表、社会保険労務士）

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
ホームページ www.sonylife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

＜カスタマーセンター＞ ☎0120-158-821

担当者

（支社・営業所）仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

（氏名）ライフプランナー 土屋 敬

（住所）〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

（電話）022-296-5472 （FAX）022-296-5474 （携帯）090-9538-2463

（E-mail）takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

複数の会社で勤務する労働者の労災保険給付が変わります

厚生労働省では、「働き方改革実行計画」を踏まえ、副業・兼業の普及促進を図っています。これまでは、副業・兼業を認めない企業が大半でしたが、スキルアップ、資格の活用、収入の確保など、様々な理由で、副業・兼業を希望する人数は、年々増加傾向にあります。

そんな状況を踏まえ、令和2年9月1日より、複数の会社で勤務している方の労災給付について、賃金額を合算して給付額を決定することとなりました。これによって、保険給付額が多くなること、また、労災認定についても、複数の会社について総合的に判断されるようになるため、これまで不認定だったケースでも、認定される場合が考えられます。労働者にとってはメリットの大きい改正ですが、やはり大事なのは、労災事案が起こらないことです。

労働時間を適正に管理し、健康確保措置を実施することが、企業として重要となりますが、副業・兼業の内容や就業時間について労働者の自己申告も必要なことから、企業と労働者のコミュニケーションが、いっそう求められています。

<賃金額を合算して保険給付額等を決定>

現行では、労災事案が発生した勤務先の賃金のみを基礎に、給付額を決定。

改正後は、すべての勤務先の賃金額を合算した額を基礎に、給付額を決定。

対象となる給付は、休業(補償)給付、遺族(補償)給付、障害(補償)給付などです。

<負荷を総合的に評価>

現行では、それぞれの勤務先ごとに、負荷(労働時間やストレス等)を個別に評価し、労災認定を判断。

改正後は、まず、それぞれの勤務先ごとに、負荷(労働時間やストレス等)を個別に評価し、労災認定を判断。労災認定できないときは、複数の会社の負荷を総合的に評価して判断。労働者だけでなく、特別加入者についても対象となり、またメリット制には影響しない。

<対象労働者>

この合算制度の対象となるのは、『複数の会社に所属している』場合です。2つ以上の会社に勤務している労働者は、パート、アルバイトもちろん対象となりますが、副業としての自営業や個人事業主は対象外となります。またリーフレットには、『改正法の施行日(令和2年9月1日)以降に、けがをした労働者の方や病気になった労働者の方、お亡くなりになった労働者のご遺族の方』が対象、と記載されており、施行日前に発生した事案については、改正前の法で判断される可能性があります。

参照: 厚生労働省HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>

副業・兼業

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rousaihukugyou.html

労働者災害補償保険法の改正について～複数の会社等で働かれている方への保険給付が変わります～

(沖田真紀 特定社会保険労務士)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
ホームページ www.sonymlife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

令和2年10月から始まる年末調整手続の電子化

■バックオフィス業務の簡便化をPR

国税庁は年末調整手続の電子化をPRしている。年末調整手続の電子化とは、年末調整の際に、(1)従業員が、保険会社等から控除証明書等をデータで取得し、(2)そのデータを「年調ソフト」等に取り込んで従業員が保険料控除申告書などをデータで作成、(3)控除額が自動計算された保険料控除申告書等を勤務先にデータで提供し、(4)勤務先において、提供されたデータを基に年税額を自動計算し、提供されたデータを保管するもの。

国税庁は、年末調整手続の電子化のパンフレットを公表して、令和2年10月以降、その年末調整手続の電子化によるバックオフィス業務の簡便化をPRしている。

■保管コストの削減など勤務先のメリット

それによると、勤務先のメリットとしては、保険料控除や配偶者（特別）控除の控除額の検算が不要、控除証明書等のチェックが不要（従業員が控除証明書等データを利用した場合）、従業員からの問合せが減少、年末調整関係書類の保管コストの削減などを掲げている。

例えば、従業員が、年調ソフトの控除額の自動計算機能を利用して保険料控除申告書や配偶者控除等申告書を作成することにより、これまで給与担当者の負担となっていた、控除額の検算事務が不要となる。また、従業員が保険料控除申告書の作成の際に控除証明書等データを利用すれば、給与担当者が毎年行っていた、従業員が提出した保険会社等の控除証明書等（書面）との突合作業が不要となる。

さらに、年調ソフトの入力支援機能や、今後設置予定の「年末調整電子化ヘルプデスク（仮称）」を利用することにより、従業員から給与担当者への問合せが減少することが見込まれる。年末調整関係書類の保管コストの削減は、従業員から提供されたデータを原本として保管するため、書類の保管が不要となる。ただし、従業員から書面で提出を受けた書類がある場合はその書類の保管が必要となる。

■控除額等の記入・手計算不要など従業員のメリット

一方、従業員のメリットとしては、控除額等の記入・手計算が不要、控除証明書等データを紛失しても再交付依頼が不要、データ提出なら押印が不要、勤務先からの問合せが減少することなどを挙げている。

例えば、これまで従業員が手計算していた配偶者（特別）控除や生命保険料控除の控除額について、年調ソフトに必要な項目を入力または控除証明書等データを取り込むことにより、自動計算することができる。

参考:「年末調整手続の電子化に関するパンフレット」

https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho_pamph.htm

（浅野宗玄、税金ジャーナリスト、株式会社タックス・コム代表）

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
ホームページ www.sonymlife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

（支社・営業所） 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

（氏名） ライフプランナー 土屋 敬

（住所） 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

（電話） 022-296-5472 （FAX） 022-296-5474 （携帯） 090-9538-2463

（E-mail） takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

一般的ではない遺言(特別の方式の遺言)について

■死亡の危機に瀕したり、一般社会から孤立した場合に行われる

相続に関する書籍などでは、遺言についての説明の部分で、「主な遺言の方式として『自筆証書遺言』『公正証書遺言』『秘密証書遺言』がある」などと説明されている。「主な」ということは、他にも遺言の方式がある。それは民法で「特別の方式」として定められたもので、①死亡の危急に迫った者の遺言(民法第976条)、②伝染病隔離者の遺言(同977条)、③在船者の遺言(同978条)、④船舶遭難者の遺言(同979条)がある。

これらは大きく2つに分けることができ、おおざっぱな言い方だが、死亡の危機に瀕した人が緊急の場合に行う遺言(①④)、一般社会から孤立した場所にいる人の遺言(②③)となる。

テキスト等で「主な」とされている遺言と、それ以外の遺言はどれくらいの比率なのであろうか。わかる範囲で件数を調べてみる。なお、以下の数値で個別に出典を明記していないものは、「司法統計(平成30年度・家事事件)」による。また、以下の件数は出典ごとにいつの時点(遺言作成日か検認日かなど)かが異なっているため、単純に合計して遺言の総件数などを計算できるものではないことに注意する必要がある。

まず、自筆証書遺言と秘密証書遺言の合計は「遺言の検認」の件数が17,487件、公正証書遺言が110,471件(日本公证人連合会「平成30年の遺言公正証書作成件数について」より)である。

■死亡の危急に迫った者の遺言は、回復したら有効期限がある

特別の方式の遺言については、①と④の方式について、遺言の日から20日以内に家庭裁判所に「遺言の確認」を申し立てなければならない。この件数が平成30年で123件である。ちなみに、統計のある昭和24年から平成30年まで、概ね90件から150件の範囲で推移している。自筆証書遺言・秘密証書遺言と比べて100分の1、公正証書遺言と比べて1,000分の1程度の件数である。テキストなどで説明が省略されるのも致し方ないところである。

特別の方式の遺言のうち、①死亡の危急に迫った者の遺言の方法について解説する。自らの死に瀕した人が遺言をしたいと希望したときは、3人以上の証人の立会いの下、口述で行うことができる。その後、筆記が正確であることを証人が確認し、署名押印を行う。さらに、前述のように20日以内に家庭裁判所に「遺言の確認」を申し立てる必要がある。なお、遺言者が無事回復するなどして、通常の遺言ができるようになってから6カ月生存すると、特別の方式の遺言は効力を生じないことになる。

特別の方式の遺言は自筆証書遺言などに比べても作成において注意すべき点が多くあり、ほんの少しの手違いで無効になってしまう恐れが高い。そのため、可能な限り弁護士等の専門家の協力を依頼することが必要であろう。

(株式会社セールス手帖社保険FPS研究所 教育企画部 田中一司)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
ホームページ www.sonylife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp